

産業別団体の長 殿

「産業別高齢者雇用推進事業（令和6年度開始分）」のご案内

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当機構は、厚生労働省が所管する独立行政法人であり、高齢者雇用の支援の一環として、産業別に事業を委託し高齢者雇用を推進する「産業別高齢者雇用推進事業」を実施しております、現在までに95業種もの多くの産業別団体に当事業を利用していただいているところです。

少子高齢化が急速に進展し、労働力人口が減少しつつある現在、経済・社会の活力を維持するためには、多様な人材の活用が不可欠ですが、特に働く意欲のある高齢者において、その能力を十分に発揮して活躍できる環境を整え、企業の戦力としていくことが一層必要になっております。更に令和3年4月より各企業に70歳までの就業確保措置を講ずる努力義務が課せられる改正高年齢者雇用安定法が施行されたところであり、これら措置への実施努力が求められているところです。

こうした背景を踏まえ、本事業は、労働者の高齢化の状況や高齢者雇用に関する諸条件が産業毎によって異なる点を考慮し、産業別団体毎に事業を委託して実施しております。

具体的には、産業における高齢者雇用の現状・課題を調査把握し、それら方策に取り組むための高齢者雇用ガイドラインを策定して、それを会員企業へ普及をしていただく事業であり、ひいては産業における高齢者雇用の推進や人手不足の解消、高齢人材の戦力化など産業全体の活性化に繋げていくものです。

実際に策定した高齢者雇用ガイドラインを活用された企業からは、定年制や継続雇用制度及び人事評価制度や、多様な勤務形態の導入、能力開発制度や技能継承、作業環境の改善、安全衛生・健康管理対策の強化等に関して見直した、あるいは見直すきっかけに役立ったとの意見を頂戴しており、また会員企業に対する調査からは同業他社の多くの貴重な好事例や先進事例の把握ができたとの意見も聞かれるところです。

つきましては、当事業の内容について別添のとおりご案内させて頂きりますので、ご一読の上、関心をお持ち頂いた場合は、下記の浮地（うきち）までお問合せ頂ければと存じます（事業詳細や応募スケジュール等のご説明をさせて頂きますので、なるだけ早いうちのご連絡を頂けると誠に幸いです。）。

敬具

【参考】（同封の概要を参照）

- 産業別高齢者雇用推進事業（委託事業）
- 契約期間：2年間
- 委託費用：各年度1千万円を上限
(うち人件費は各年度200万円が上限)
- 委託事業の一部をシンクタンクに再委託し、支援を受ける事が可能。

＜お問い合わせ先＞

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

高齢者雇用推進・研究部 産業別雇用推進課長

浮地 和宏（うきち かずひろ）

TEL：043-297-9530

E-mail：tkjyosa@jeed.go.jp